

●香川県告示第7号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成20年1月8日から平成20年1月22日まで仁尾町漁業協同組合において縦覧に供する。

平成20年1月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

三豊市仁尾町仁尾丁286番地 亀山 輝美

三豊市仁尾町仁尾丁269番地 小山栄一郎

三豊市仁尾町仁尾丁169番地 宮本 栄治

2 加入区の名称

仁尾加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

仁尾町漁業協同組合